

## 1 最近の優越的地位の濫用事件

### (1) 確約認定

件名 (公表年月日)	内容
<p>令和6年(認)第4号 橋本総業(株)に対する件 (令和6年12月12日)</p>	<p>公正取引委員会は、橋本総業(株) (以下「橋本総業」という。) に対し、橋本総業の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、橋本総業から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ 橋本総業は、遅くとも平成29年7月以降、物流事業者に対して、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 一部の物流事業者に対し、当該物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から</p> <p>ア 「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。</p> <p>イ 当該代金を当該物流事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を減じている。</p> <p>(2) 一部の本件物流事業者との間で、あらかじめ、委託する運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間を超える部分の業務に係る運賃について取り決めず、日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、当該物流事業者において法定時間外労働を要するような長時間の運送業務について、当該物流事業者を支払われる運賃の1時間当たりの額が、当該物流事業者の運送業務の内容と同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる運賃の1時間当たりの額に比し著しく低い額となる運賃で委託している。</p> <p>(3) 一部の物流事業者との間で、委託する運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間に対する日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、委託する運送業務が当該物流事業者において当該業務時間を超える時間を要するものであるにもかかわらず、あらかじめ当該物流事業者との間で当該業務時間を超える部分の運送業務に係る運賃について取り決めていないことにより、当該業務時間を超える部分の運送業務を無償で行わせている。</p> <p>(4) 一部の物流事業者に対し、委託内容に含まれていない運送業務に係る特定の附帯作業について、あらかじめ当該物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、当該物流事業者は無償で行わせている。</p>
<p>令和6年(認)第2号 (株)東京インテリア家具に対する件 (令和6年1月25日)</p>	<p>公正取引委員会は、(株)東京インテリア家具 (以下「東京インテリア」という。) に対し、東京インテリアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、東京インテリアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ 東京インテリアは、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗</p>

件 名 (公表年月日)	内 容
	<p>において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>(2) 新規開店に際し、これらを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。</p> <p>(3) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。</p>
<p>令和5年(認)第1号 株ダイコクに対する件 (令和5年4月6日)</p>	<p>公正取引委員会は、(株)ダイコク(以下「ダイコク」という。)に対し、ダイコクの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダイコクから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 返品</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等(以下「売れ残り商品等」という。)について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。</p> <p>(2) 従業員等の派遣の要請</p> <p>ア 閉店等に際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p>

件 名 (公表年月日)	内 容
	<p>イ 新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p>
<p>令和3年(認)第1号 ビー・エム・ダブリュー(株) に対する件 (令和3年3月12日)</p>	<p>公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュー(株) (以下「ビー・エム・ダブリュー」という。) に対し、ビー・エム・ダブリューの次の行為が独占禁止法規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ビー・エム・ダブリューから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ビー・エム・ダブリューは、継続的に取引しているディーラーのうちの大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。</p>

## (2) 警告

件 名 (公表年月日)	内 容
<p>(株)アトレに対する件 (令和7年3月5日)</p>	<p>(株)アトレは、自社の運営する商業施設への出店に係る取引において、出店者との契約で自社が「JRE POINT」と称するポイントサービスの運営費用を負担することをあらかじめ合意していたにもかかわらず、令和6年7月頃、自己の取引上の地位が出店者に優越していることを利用して、当該取引条件について、令和7年4月1日以降の当該運営費用の一部を出店者に負担させる内容に一方的に変更した疑いがある。</p>
<p>(株)ダイゼンに対する件 (令和6年12月13日)</p>	<p>(株)ダイゼンは、遅くとも令和4年6月以降令和6年11月3日までの間、納入業者に対し、次の行為を行っていた事実が認められた。</p> <p>(1) 自社の店舗で行う新規開店セール、毎年9月の決算セール、毎年12月の歳末セール等に際し、協賛金の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。</p> <p>(2) 自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、商品の陳列等の開店準備作業を行わせるため、あらかじめ派遣の条件について明確にすることなく、その派遣を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、従業員等を派遣させていた。</p>

件名 (公表年月日)	内容
(株)イトーキに対する件 (令和6年11月28日)	(株)イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務を委託する物流事業者に対して、 (1) 時間外費の対象を納品場所での業務に要した時間に限り、納品場所以外での業務 (2) 特定の附帯業務(積込み及び残材引渡し)を無償で行わせている疑いがある。

## 2 参照条文

### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

#### 〔定義〕

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四（略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ（略）

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ（略）

六（略）

#### 〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

#### 〔確約手続に係る通知〕

第四十八条の二 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りではない。

一 当該行為の概要

二 違反する疑いのある法令の条項

三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

#### 〔排除措置計画に係る認定の申請、認定、申請の却下、計画変更に係る認定〕

第四十八条の三 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の五までにおいて「排除措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

② 排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除措置の内容

二 排除措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

③ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであること。

二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

④～⑨ (略)

**〔排除措置計画に係る認定の効果〕**

第四十八条の四 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項及び第二項、第八条の二第一項及び第三項、第十七条の二、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第一項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

**〔排除措置計画に係る認定の取消し〕**

第四十八条の五 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八条の三第三項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認めるとき。
- 二 第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

②～④ (略)